

## ○留意事項

### <余裕期間について>

本工事は、円滑な工事施工体制の整備の観点から、契約締結日から工事開始までの間に、余裕工期を設定しています。

- (1) 余裕期間は60日とします。受注者は、発注者が設定した余裕期間の範囲で工事の始期を選択することができます。

※設計書記載の工事日数又は完成期限には余裕期間を含みません。

- (2) 余裕期間は、準備工事（現場事務所の建設及び測量の開始など）以前の労働力確保等の調整準備段階であり、監理技術者等の配置及び専任を要しません。

### <現場環境について>

- (1) ポンプ場へのアクセス手段は、以下のいずれかに限られます。

- ・チャーター船による海上輸送
- ・定期船の停留所から徒歩にて山越え（徒歩搬入）

- (2) ポンプ場においては、水道及び電気のインフラは整備されておらず、いずれも使用できません。必要に応じて、仮設設備（発電機・給水タンク等）の設置を行ってください。